⑷　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる施工実績を有すること。

１）単体にあっては、平成19年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の①及び②の要件を満たす実績（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。※同一工事の必要はない。

２）特定ＪＶの全構成員で、平成19年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の①及び②の要件を満たす実績（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。※同一工事の必要はない。

同種工事

①　16ｔ以上／基の鋼橋上部を作業船により海上で据付した施工実績

②　φ900㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を杭打船により海上で打設した施工実績

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

１）１級土木施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。

２）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

ａ）単体の者は施工実績①又は②どちらかの経験を有する者。

ｂ）特定ＪＶの代表者は施工実績①又は②どちらかの経験を有する者。

施工実績　①鋼橋上部を作業船により海上で据付した施工実績　②鋼管杭又は鋼管矢板を杭打船により海上で打設した施工実績

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、これを証することができる資料を提示すること。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

６）特例監理技術者の配置は、認めない。

⑼　大阪航空局が発注した「鋼構造物工事業」又は「土木工事業」で、令和２年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

⑽　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細については入札説明書を参照すること。）

⑿　入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

１）入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

２）３⑵１）から３⑵３）の工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請の対応及び賃上げ実施の表明によって得られる加算点の合計は最大43点とする。

３）３⑵４）から３⑵５）施工体制に関する事項によって得られる施工体制評価点の合計は最大30点とする。「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」について３段階で判定し、その評価に応じてそれぞれ15点／５点／０点の点数を付与する。

４）得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については入札説明書による。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目　施工体制評価点及び加算点の評価項目は、以下のとおりとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。

１）工事目的物の性能・機能の向上に関する事項

２）社会的要請の対応に関する事項

３）賃上げ実施の表明

４）品質確保の実効性

５）施工体制確保の確実性

⑶　技術提案のヒアリングについて　技術提案のヒアリングについては実施し、詳細は入札説明書による。

⑷　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知する。

⑸　落札者の決定　入札参加者は価格、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請の対応及び賃上げ実施の表明をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数を、その入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）÷（入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

２）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値をもって入札した者を落札者となるべき者とする。なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については入札説明書による。